

杉並郷土史会会則

(名称・所在地)

第一条 この会は、杉並郷土史会と称し、事務所を事務局長宅に置きます。

(目的)

第二条 この会は、郷土杉並と、その周辺ならびに、東京の歴史を研究するとともに、

文化財の発見と保護につとめ、区民の歴史的教養を高め、郷土愛を育成することを目的とします。

(活動内容)

第三条 この会は、原則として8月を除く毎月1回例会をもち、講演および会員相互の研究発表、その

他を行います。例会を見学会にあてることもできます。

2 この会は、会報を定期に発行します。また郷土史関係の資料や、刊行物の発行をします。

(会員)

第四条 この会の目的に賛同し、規定の年会費を納めたものを会員とします。

(会費等)

第五条 この会の運営に必要な経費は会員の年会費と諸行事への参加費、刊行物の販売、篤志寄

付等をもって、これに充てます。

2 年会費は金 3,000 円とします。

(役員の種類)

第六条 この会には、会務の計画・運営を行う運営委員を置き、運営委員の互選により次の役員を決め、定期総会で報告します。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名
- ・会計員 2名、
- ・事務局長 1名

(会計監査員)

第七条 この会には、運営委員と役員以外の会員から選ばれた会計監査員を置き、本会の会報で報告します。

- ・会計監査員 2名

(名誉職)

第八条 この会には、名誉会長（1名）、顧問・世話役若干名を置くことができます。

(役員の職務)

第九条 会長は、会を代表し、会務を総括します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理します。
- 3 会計員は、本会の会計事務を処理します。
- 4 会計監査員は、本会の会計および資産の状況を監査し、定期総会に報告します。

5 事務局長は、会運営の庶務を処理し、運営委員会を運営します。

(役員、運営委員及び会計監査員の任期)

第十条 役員、運営委員及び会計監査員の任期は二年とします。但し再任は妨げません。

任期の満了前に退任した役員、会計監査員（以下「役員等」）の後任として選任された役員等の任期は、退任した役員等の任期の満了すべき時までとします。なお、任期満了前までに役員等の変更があった場合は、本会の会報で報告します。

(会議)

第十一条 本会の会議は、定期総会、運営委員会とします。

(定期総会)

第十二条 本会は年1回定期総会を開いて、事業ならびに会計の承認を行います。

(運営委員会)

第十三条 本会の運営委員会は原則として月1回開催とし、事業の計画、予算、決算の議決を行います。

(事業年度)

第十四条 この会の事業年度は、4月1日より翌年の3月31日とします。

(予算・決算)

第十五条 本会の予算・決算は運営委員会の決議により、定期総会の承認を得ます。

(会則の改廃)

第十六条 本会の会則を改正又は廃止しようとするときは、運営委員会で決議し、定期総会の承認

を得ます。

- 2 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、運営委員会の決議によって別に定めることができます。

(附則)

第十七条 この会則は、従前の会則を変更し、令和 6 年(2024)6 月 22 日から施行します。ただし、第五条は令和 6 年(2024)4 月 1 日から適用します。